

香芝市訓令甲第4号

各 部 課
各出先機関

香芝市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年11月29日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市事務決裁規程の一部を改正する訓令

香芝市事務決裁規程（平成5年訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市長権限」を「市長の権限」に、「の決裁区分」を「決裁区分」に、「手続き」を「手続」に、「事務処理」を「事務処理」に改める。

第2条第6号中「の事故」を「事故」に改め、同条第7号中「香芝市職員の職の設置に関する規則（平成19年規則第5号。以下「規則」という。）第2条第1項」を「香芝市行政組織条例（平成5年条例第4号）第3条」に改め、同条第8号中「規則第2条第2項」を「香芝市職員の職の設置に関する規則（平成19年規則第5号。以下この条において「規則」という。）第2条第1項」に改め、「掲げる」の次に「市長公室長及び」を加え、同条第9号中「第2条第3項第1号」を「第2条第2項第1号」に改め、同条第10号中「第2条第3項第2号」を「第2条第2項第2号」に改め、同条第11号を削り、同条第12号中「第2条第3項第3号」を「第2条第2項第3号」に改め、同号を同条第11号とし、同条第13号中「第2条第3項第4号」を「第2条第2項第4号」に改め、同号を同条第12号とし、同条第14号中「第2条第2項」を「第2条第1項」に改め、同号を同条第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

(14) 所長 規則第2条第2項第5号の所長をいう。

第2条第15号中「第2条第3項第6号に掲げる」を「第2条第2項第6号の」に改め、同条第16号中「第2条第3項第8号に掲げる」を「第2条第2項第8号の」に改める。

第3条第1項中「新規な」を「新規の」に、「経なければ」を「受けなければ」に改め、同条第2項中「事務」を「事項」に改め、同項第11号中「告示及び訓令」を「規程、要綱及び要領等」に改め、同項第22号中「貸し付け」を「貸付け」に改め、同項第24号中「第7条第5号」を「第9条第2号」に改め、同項に次の2号を加える。

(25) 道路標識等及び法定外表示等の内容の決定及び変更に関すること。

(26) 道路封鎖並びに凸部、狭窄部及び屈曲部の設置に関すること。

第5条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 防犯対策の計画に関すること。

第5条に次の1号を加える。

(4) 次条に規定する部長の共通専決事項に関すること。

第6条中「（局長の共通専決事項を除く。）」を削り、同条第1号中「、局長」を削り、「参与」の次に「、所長」を加え、同条第3号中「、局長」を削り、「参与」の次に「、所長」を加える。

第7条の見出し中「企画部長」を「市長公室長」に改め、同条中「企画部長」を「市長公室長」に改め、同条第3号を削り、同条第4号中「連絡調整」を「調整」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号を削る。

第8条第3号中「1件100万円以上」を「予算の節の流用及び1件」に改める。

第9条中第2号を第6号とし、第1号の次に次の4号を加える。

(2) 香芝市ふるさとまちづくり寄附条例（平成20年条例第19号）の規定に基づく寄附の採納の決定に関すること。

(3) 国勢調査その他各種基幹統計調査に関すること。

(4) 農業の指導に関すること。

(5) 商工業の指導に関すること。

第9条の2を削る。

第10条を次のように改める。

（健康福祉部長の専決事項）

第10条 健康福祉部長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 介護保険料及び国民健康保険料の賦課決定に関すること。

(2) 介護保険料、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の調定に関すること。

(3) 要介護認定等に関すること。

(4) 法令、条例その他規則に基づく国民健康保険の診療報酬及び療養費、介護保険の介護給付費その他これらに準ずる経費の定例義務的な支出負担行為の決定及び支出命令に関すること。

第10条の2を削る。

第11条及び第12条を次のように改める。

（子ども家庭部長の専決事項）

第11条 子ども家庭部長の専決できる事項は、児童手当等の認定に関することとする。

（都市創造部長の専決事項）

第12条 都市創造部長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画街路線の明示に関する事。
- (2) 開発に伴う各部局との調整に関する事。
- (3) 交通安全対策の計画に関する事。
- (4) 道路占用及び道路掘削の許可に関する事。
- (5) 道路の通行制限及び禁止に関する事。
- (6) 災害時における復旧資材等の購入及び借入れに関する事。

第13条の2から第13条の4までを削る。

第14条（見出しを含む。）中「課長」の次に「、所長」を加える。

第15条の2を削る。

第16条（見出しを含む。）中「総務課長」を「文書法制課長」に改める。

第16条の2を削る。

第17条から第23条までを次のように改める。

（総務情報課長の専決事項）

第17条 総務情報課長の専決できる事項は、市行政全般の統計等の資料の作成及び編集に関する事とする。

（管財課長の専決事項）

第18条 管財課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 固定資産台帳の整理保管に関する事。
- (2) 市営住宅の軽易な許可、承認及び取消しに関する事。
- (3) 入札参加資格者の登録に関する事。

（財政課長の専決事項）

第19条 財政課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 起債の承認を受けた資金の借入れに関する事。
- (2) 財政状況の公表に関する事。

（課税課長の専決事項）

第20条 課税課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 賦課資料の収集、調査及び処理に関する事。
- (2) 納税通知書の発行に関する事。
- (3) 特別徴収義務者の指定に関する事。
- (4) 原動機付自転車等の標識の保管及び交付に関する事。
- (5) 納税管理人届に関する事。

（収税課長の専決事項）

第21条 収税課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 市税の徴収金督促状の発行及び納税の奨励に関する事。
- (2) 市税の徴収金の過誤納金の充当及び還付手続に関する事。

(3) 納税資料の収集、調査及び処理に関すること。

(4) 市税の徴収金催告書の発行に関すること。

(市民課長の専決事項)

第22条 市民課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 印鑑登録に関すること。

(2) 戸籍法（昭和22年法律第224号）及び住民基本台帳法に基づく事務処理に関すること。

(3) 中長期在留者に係る住居地の記載に関すること。

(4) 特別永住者証明書の交付等に関すること。

(5) 人口動態調査に関すること。

(6) 民事及び刑事処分の通知の処理に関すること。

(7) 身上調査に関すること。

(8) 埋火葬許可証の交付に関すること。

(9) 国民年金の事務処理に関すること。

(環境政策課長の専決事項)

第23条 環境政策課長の専決できる事項は、犬の登録に関することとする。

第23条の2を削る。

第24条及び第25条を次のように改める。

(市民協働課長の専決事項)

第24条 市民協働課長の専決できる事項は、自治会に係る定例又は軽易な事務に関することとする。

(農林課長の専決事項)

第25条 農林課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 家畜伝染病予防に関すること。

(2) 保有米の調整に関すること。

(3) 所管に属する工事の指導及び監督に関すること。

第25条の2から第25条の4までを削る。

第26条から第28条までを次のように改める。

(商工観光課長の専決事項)

第26条 商工観光課長の専決できる事項は、計量器検査の実施に関することとする。

(健康衛生課長の専決事項)

第27条 健康衛生課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 感染症その他の消毒の実施に関すること。

(2) 市民の定期健康診断の実施に関すること。

(3) 予防接種の実施に関する事。

(介護福祉課長の専決事項)

第28条 介護福祉課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 介護保険被保険者の資格得喪に関する事。
- (2) 介護保険料の納入通知書の発行に関する事。
- (3) 介護保険の保険給付の決定に関する事。
- (4) 介護保険料の徴収金督促状の発行に関する事。
- (5) 介護保険料の徴収金の過誤納金の充当及び還付手続に関する事。

第28条の2を削る。

第29条から第39条までを次のように改める。

(国保医療課長の専決事項)

第29条 国保医療課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 国民健康保険被保険者の資格得喪に関する事。
- (2) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の納入通知書の発行に関する事。
- (3) 国民健康保険の保険給付の決定に関する事。
- (4) 福祉医療費（精神障害者医療費に関するものを除く。）支給対象者の資格得喪に関する事。
- (5) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の徴収金督促状の発行に関する事。
- (6) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の徴収金の過誤納金の充当及び還付手続に関する事。

(社会福祉課長の専決事項)

第30条 社会福祉課長の専決できる事項は、福祉医療費（精神障害者医療費に関するものに限る。）支給対象者の資格得喪に関する事とする。

(保育幼稚園課長の専決事項)

第31条 保育幼稚園課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 保育料の納入通知書の発行に関する事。
- (2) 定例的な保育上の指導助言に関する事。
- (3) 保育所及び認定こども園の職員の軽易な研修に関する事。

(都市計画課長の専決事項)

第32条 都市計画課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 所管に属する工事の指導及び監督に関する事。
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）による地域指定に関する諸証明に関する事。

(3) 開発行為及び建築基準法（昭和25年法律第201号）の指導に関する
こと。

(4) 市有建築物（附帯施設を含む。以下同じ。）の建設工事、設備工事及び
修繕工事に係る指導及び監督に関すること。

（都市政策交通課長の専決事項）

第33条 都市政策交通課長の専決できる事項は、交通安全対策思想の普及に
関することとする。

（土木建設課長の専決事項）

第34条 土木建設課長の専決できる事項は、所管に属する工事の指導及び監
督に関することとする。

（公園道路管理課長の専決事項）

第35条 公園道路管理課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 道路、橋梁、河川等及び公園の維持補修に関すること。

(2) 所管に属する工事の指導及び監督に関すること。

（危機管理課長の専決事項）

第36条 危機管理課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 自主防災組織に係る定例又は軽易な事務に関すること。

(2) 防災意識の啓発に関すること。

（課の参事の専決事項）

第37条 課長の専決できる事項のうち、あらかじめ市長が指定する特命事項
に関し、課の参事が専決することができる。

（施設長の専決事項）

第38条 施設長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 所属職員の事務分担に関すること。

(2) 所属職員の出張命令に関すること（第6条第2号に係るものを除く。）。

(3) 所属職員の休暇願及び欠勤届に関すること。

(4) 所属職員の時間外勤務命令に関すること。

(5) 1件10万円未満の支出負担行為の決定及び支出命令に関すること。

(6) 軽易な行事の実施に関すること。

(7) 各種台帳の調整及び整備に関すること。

(8) 延長保育の実施に関すること。

（教育委員会事務局教育部長の専決事項）

第39条 教育委員会事務局教育部長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 指令及び通達並びに通知、申請、届出、報告、回答、許可及び認可に関
すること。

- (2) 軽易かつ定例的な事件に係る告示、公告及び公表に関すること。
 - (3) 報酬、給料、職員手当等、共済費、燃料費、光熱水費、役務費（通信運搬費及び保険料に限る。）、扶助費並びに償還金利子及び割引料（地方債の元金及び利子に限る。）に係る定例義務的な支出負担行為の決定及び支出命令に関すること。
 - (4) 1件1,000万円未満の財産及び物品の取得、賃借、製作、運搬及び修繕等の施行並びに工事の施行の決定に関すること。
 - (5) 1件500万円未満の財産の交換及び処分に関すること。
 - (6) 1件1,000万円未満の支出負担行為の決定に関すること。
 - (7) 支出命令に関すること。
 - (8) 調定に関すること。
 - (9) 使用料、手数料その他の諸収入の減免、延納、徴収猶予及び繰上徴収に関すること。
 - (10) 使用料、手数料その他の諸収入の分納に関すること。
 - (11) 歳入歳出外現金の受払いに関すること。
 - (12) 公有地等の登記に関すること。
 - (13) 公有財産の一時的な使用賃借及び1件賃借料の年額又は総額200万円未満の財産の賃貸借に関すること。
 - (14) 滞納処分に関すること。
 - (15) 行政財産の目的外使用許可に関すること。
 - (16) 重要な事件に係る広報に関すること。
 - (17) 保育所及び認定こども園における乳幼児の健康診断の実施に関すること。
 - (18) 前各号に準ずる事務処理に関すること。
- 2 教育委員会事務局教育部長は、市長と協議のうえ、前項の専決事項の一部を所管の長に専決させることができる。

第39条の2を削る。

第44条中「訓令中」を「規程中」に改め、同条を第46条とし、第43条を第45条とし、第40条から第42条までを2条ずつ繰り下げ、第39条の次に次の2条を加える。

（決裁順序等）

第40条 決裁を要する事務は、当該事務を所管する上席の職員から順次所属の上司の回議を経て、決裁責任者の決裁を受けなければならない。

- 2 緊急及び機密に属するもの又は詳細な説明を要するもの（これらのうち香芝市文書取扱規程（平成3年訓令甲第3号）第11条第1項第1号に規定する電子決裁システムにより処理するものを除く。）は、起案者又はその上席

の職員が持ち回って決裁を受けなければならない。

(合議)

第41条 前条第1項の規定により事務を処理する場合において、他の部課等に関係がある事案は、当該関係部課等に合議しなければならない。この場合において、合議は、必要最小限のものでなければならない。

2 前項に定めるもののほか、前条第1項の規定により事務を処理する場合において、次の各号に掲げるものについては、それぞれ当該各号に定める者に合議しなければならない。ただし、機密又は人事に関する事務等进行处理する場合で、秘密保持のために必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 市長又は副市長の決裁を要するもの 市長公室長並びに総合政策課長及び文書法制課長

(2) 市長又は副市長の決裁を要するもののうち、支出を伴うもの 総務部長及び財政課長

(3) 広報に関するもの 秘書広報課長

(4) 宿泊を伴う旅費及び研修負担金に関するもの 人事課長及び財政課長

(5) 会計年度任用職員の任用に関するもの 市長公室長及び人事課長

(6) 職員研修に関するもの 人事課長

(7) 重要な計画等の策定に関するもの 市長公室長並びに総合政策課長及び文書法制課長

(8) 情報公開及び個人情報保護に関するもの 文書法制課長

(9) 告示、公告及び公表に関するもの 文書法制課長

(10) 情報システムの導入及び変更に関するもの 総務情報課長

(11) 300万円以上の財産の取得、交換及び処分に関するもの 総務部長及び管財課長

(12) 300万円未満の財産の取得、交換及び処分に関するもの 管財課長

(13) 入札及び契約に関するもの 管財課長

(14) 市有建築物の整備に関するもの 都市計画課長

3 合議の順序は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 課長の専決によるもの 主管課長の決裁後、関係部課等に合議する。

(2) 同一部内で合議する場合で、部長に回議するもの 主管課長に回議後、関係課に合議し、主管部長に回議する。

(3) 他の部に合議する場合で、部長に回議するもの 主管部長に回議後（部長の専決によるものにあつては、主管部長の決裁後）、他の部に合議する。

(4) 前3号に掲げるもの以外のもの 前3号の規定の例により、合議する。

- 4 合議を受けた関係部課等は、合議事項について意見を異にするときは、主管課等と協議して修正することができる。
- 5 合議した文書について、決裁の結果が起案の趣旨と異なったとき、又は廃案となったときは、その旨を合議先に連絡しなければならない。
- 6 事案が複雑で緊急を要し、かつ、合議する部課等が多い場合には、前各項の規定にかかわらず、関係部課等の長の同時合議を要請し、会議をもって合議することができる。

附 則

この訓令は、令和7年1月1日から施行する。